

諮問番号：令和4年度諮問第3号

答申番号：令和4年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び三木市国民健康保険税条例（昭和34年三木市条例第16号。以下「本条例」という。）の規定に基づき、審査請求人に対し、令和3年7月14日付け国民健康保険税納税通知書により、審査請求人の令和3年度の国民健康保険税額を148,900円とする賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った旨通知した。

2 審査請求

審査請求人は、令和3年10月6日、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

年金は下がる一方なのに、物価はどんどん値上がりしている。買い物の際も割引商品をできるだけ買う等の努力はしているが、赤字が増えるばかりである。市には国からの補助金を増やすよう訴えてもらいたい。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、地方税法及び本条例の規定により、適正に行ったものである。
- (2) 審査請求人の過去 3 年間の年金収入額はほぼ同額で推移しており、減額傾向ではない。

国保税の税率等については、三木市では三木市国民健康保険運営協議会が答申した内容に基づき市長が定めた条例案を市議会の議決により決定しているところ、平成 30 年度に改定された現行の税率は、県内で同様の課税方式を採用している市町の平均と比較しても、いずれも下回っている状況である。

三木市では平成 30 年度の国民健康保険税率等の改定以降も毎年赤字が発生し、その解消のため一般会計からの法定外繰入金等を行ってきたが、かかる方法には負担の公平性の観点から大きな問題があるため、令和 3 年 1 月 10 日に定めた三木市国民健康保険財政健全化計画においてその解消を目指すこととし、代替りの財源確保策として税率の改定と保険者努力として県補助金の確保を図る方針を定めた。補助金の新設を国県に求めることは将来に向けた財源確保の意味では必要ではあるが、新設を待っているだけでは財政健全化は達成できず、現行制度下においてこれを達成するには財源となる補助金、保険税の確保しか方法はない。

- (3) よって、本件処分は適正に行っており、違法、不当な点は存しないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 国保税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額である（地方税法第703条の4第2項及び本条例第2条第1項）。

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の算定に必要な審査請求人の令和2年中の総所得金額、被保険者数については争いがなく、審査請求人の令和3年度分の国保税の税額は、本条例第1条乃至第3条、第5条、第7条及び第17条の規定に従って適正に算定されたものと認められる。

- (2) 審査請求人が、審査請求書において述べている、「年金は下がる一方なのに、物価は上昇している。」、「割引商品をできるだけ買うなど努力はしているが、家計の赤字は増している。」、「国からの補助金を増やすよう訴えてほしい。」などという主張については、審査請求人自身の生活面の状況や将来への漠然とした不安と三木市政に対する不満であり、いずれも、本件処分が現行法令等に照らし、適法かつ適正に行われているか否かを審査する本件審査請求においては、審査の対象とならない。その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和4年4月18日	諮問
令和4年5月18日	調査審議
令和4年7月13日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された令和3年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じても、地方税法第703条の4及び第703条の5並びに本条例第1条、第2条、第3条、第5条、第7条及び第17条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。
- (2) 審査請求書において審査請求人が述べているのは、平成30年度に改定された後の三木市国民健康保険税の税率に関する本条例の定めが高きに失し不当であるという主張又はそうであるから審査請求人の国保税の負担軽減を図るため国民健康保険特別会計の財源を確保するべく国（県）に補助金の新設を訴えてもらいたいという市の政策に対する要望と理解できる。
しかしながら、行政不服審査法における審査は個々の行政処分の違法性及び不当性を審査するものであり、税率の定め等といった条例そのものの不当性或いは市の政策に対する要望はそもそも審査の対象外である。
- (3) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和4年7月13日

三木市行政不服審査会
会長 東 泰弘
委員 藪内 正樹
委員 岡田 順子